

医療機関の具体的対応方針の 協議について

令和5年（2023年）12月 熊本県人吉保健所

現状・課題

- 地域医療構想に対する理解や医療機関相互の役割分担等に向けた具体的取組みの状況には、地域ごとに大きな差がある。
- 県として、地域医療構想の実現に向け、議論や検討を促進することに加え、議論の熟度に応じた支援策を準備し、地域や医療機関の主体的な取組みを支援することが重要。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域医療構想の考え方

- 国では、感染症対応により浮き彫りとなった課題にも対応できる質の高い効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けた取組みを引き続き着実に進めることが必要とされた。
- 県としても、今回の感染症への対応を通して、各地域において医療機関相互の役割分担や連携についてあらかじめ協議しておくことが重要と認識。
- また、天草・阿蘇地域においては、感染症対応の有無に関わらず、将来に向けて従前の課題に取り組む動きが継続されていることから、そのような取組みを引き続き支援していく。

今後の取組の方向性

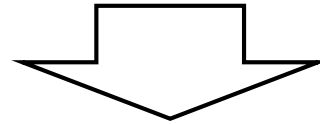
高齢化や人口減少が着実に進む中、地域医療構想の実現に向け、感染症対応を通して確認された公立・公的医療機関が担うべき役割等も踏まえながら、地域での検討・議論の促進や、財政支援により、地域の課題解決、分化・連携に向けた取組みを着実に進める。

【全圏域】

地域医療構想に対する認識不足への対応
医療機関相互の役割分担や連携に向けた取組み

【熊本・上益城、宇城、阿蘇、天草】

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証



2025年を見据えた検討着手の推進

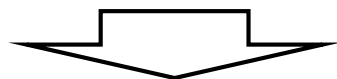
- ① 地域課題の見える化・共有
⇒ 部会等を活用した協議の場づくり
- ② 具体的な連携策の検討
⇒ 課題解決に向けた方策検討への支援

再編等の具体案検討の加速化

- ③ 基本計画策定や再編等に係る施設整備への支援等

⇒ 地域医療介護総合確保基金や国庫補助を活用した支援

- 今般、令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が認識されたことや、医師の時間外労働の上限規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組みを進めることが重要であることに追加的に留意し、2022年度(令和4年度)及び2023年度(令和5年度)において具体的対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされた。
- これまで公立・公的・民間医療機関においては、2025年を見据え、構想区域において担うべき医療機関としての役割や、医療機能ごとの病床数を含んだ具体的対応方針を検討いただき、それぞれの地域調整会議で協議・合意いただいていたところ。



令和4年度の具体的な取組み

- 本県では、まず、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証（令和元年度）」の対象となった医療機関※1の具体的対応方針の検証を引き続き進め、地域調整会議で協議する。

※1：協議未了の熊本市立植木病院、宇城市民病院、国立病院機構熊本南病院、小国公立病院

- 上記以外の公立・公的医療機関、民間病院及び有床診療所については、追加的に示された留意事項を踏まえ具体的対応方針の検証（公立病院は「公立病院経営強化プラン」の策定）に着手する。検証後、平成30年度以降実施してきた協議の進め方※2に沿って、地域調整会議において決定する協議方法・協議順序に基づき、令和5年度にかけて順次協議を行う。

※2：「政策医療を担う中心的な医療機関等」は統一様式により、その他の民間病院及び有床診療所については、地域調整会議で決定する方法（病床機能報告結果を一覧にした資料により一括して協議する等）により協議する。（P19, 20参照）

球磨地域医療構想調整会議の協議方法

第9回球磨地域医療構想調整会議
(令和4年度第1回書面協議)資料1

○ 従前の「統一様式」及び一覧等に、**新たな留意事項**を追加で記載したうえで、再検証する。

区分	政策医療を担う中心的な医療機関等	その他の病院及び有床診療所
協議方法	個別説明（「統一様式」）	地域調整会議で決定する方法 ⇒ <u>一覧を用いて一括して協議</u>
時期	令和4～5年度	令和5年度
項目	➤ 医療機関や構想区域の現状と課題 ➤ 地域において今後担うべき役割 ➤ <u>新興感染症への対応</u> ➤ <u>医師の働き方改革を踏まえた医療従事者の確保対策</u> ➤ 病床機能ごとの推移(現状、2025年) ➤ 診療科の推移 ➤ 病床稼働率や紹介率・逆紹介率(数値目標)	➤ 地域において今後担うべき役割 ➤ <u>新興感染症への対応</u> ➤ <u>医師の働き方改革を踏まえた医療従事者の確保対策</u> ➤ 病床機能ごとの推移(現状、2025年※) ＝病床機能報告を活用 ※ 病床機能報告では任意であるため、必要に応じて聞き取り等 ➤ その他地域調整会議が必要と認める項目

球磨地域医療構想調整会議の協議順序

地域調整会議	令和4年度								令和5年度															
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
	7/30 第1回 会議								9/27 第1回 会議												12/6予定 第2回 会議		2月ごろ 第3回 会議	
	①								②												③~④			

①政策医療を担う中心的な医療機関 【4】

人吉医療センター
球磨郡公立多良木病院
球磨病院
外山胃腸病院

②その他の病院（①を除く） 【4】

万江病院
人吉リハビリテーション病院
堤病院
東病院

③有症診療所

④（追加）政策医療を担う中心的な医療機関 【1】 愛生記念病院

- 政策医療を担う中心的な医療機関等（①及び④）は統一様式を用いて協議する。
- その後、その他の病院（②）及び有床診療所（③）について、病床機能報告等を活用した一覧を用いて一括して協議する。

統一様式	
1. 現状と課題	自施設の現状と課題
2. 今後の方針	地域において今後担うべき役割
3. 具体的な計画	(1) 今後提供する医療機能に関する事項 ① 4 機能ごとの病床のあり方 ② 診療科の見直し (2) 数値目標 ① 病床稼働率 ② 紹介率 ③ 逆紹介率 (3) 数値目標の達成に向けた取組みと課題
4. その他特記事項	



新たな留意事項	
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。【新興感染症への対応】	
2024年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2035年度末に暫定特例水準を解消することとされていることに十分留意する。 【医師の働き方改革を踏まえた医療従事者確保対策】	
公立病院経営強化プラン	
(1) 役割・機能の最適化と連携の強化	・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の役割・機能 ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能 ・ 機能分化・連携強化
(2) 医師・看護師の確保と働き方改革	・ 医師・看護師等の確保 ・ 医師の働き方改革への対応
(3) 経営形態の見直し	
(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組	
(5) 施設・設備の最適化	・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制 ・ デジタル化への対応
(6) 経営の効率化等	・ 経営指標に係る数値目標



統一様式	
1. 現状と課題	自施設の現状と課題
2. 今後の方針	地域において今後担うべき役割 ・ 新興感染症への対応
3. 具体的な計画	(1) 今後提供する医療機能に関する事項 ① 4 機能ごとの病床のあり方 ② 診療科の見直し (2) 数値目標 ① 病床稼働率 ② 紹介率 ③ 逆紹介率 (3) 数値目標の達成に向けた取組みと課題 ・ 医療従事者確保対策
4. その他特記事項	

追加項目を統一様式に追加で記載したうえで
今後の方針・具体的な計画を再検証

公立病院は
追加で整理が必要

- 「その他の病院及び有床診療所」の協議は、「統一様式」又は準じる様式※¹による協議のほか、病床機能報告結果を一覧にした資料を用い、一括※²して行うこともできることとする。

※1 今後の担うべき役割や診療科、病床数等を含む。

※2 一括協議を行う医療機関の範囲は、地域調整会議で決定する。

- 上記に関わらず、過剰な病床機能への転換、非稼働病床を有する医療機関については、医療法や通知に基づき、個別に協議する。

2-1 厚生労働省通知の内容(その2)

第4回球磨地域医療構想調整会議
(平成30年7月25日)資料1 一部抜粋

厚生労働省通知では、次の項目について具体的な対応を求めている。

◆非稼働病棟(過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。)を有する医療機関は調整会議に出席し、

① 非稼働の理由と今後の計画の説明を行う。

② 再稼働をしようとする場合は、医療従事者の確保に係る方針、他の医療機関の診療実績、将来の医療需要の動向等を踏まえた議論を行う。

◆開設者の変更(個人間の継承含む)を行う医療機関は調整会議に出席し、今後担うべき役割や機能について説明をする。

2-2 非稼働病床を有する医療機関の協議方法

第4回球磨地域医療構想調整会議
(平成30年7月25日)資料1 一部抜粋

県調整会議として、地域調整会議に示す取扱方針

- 毎年度、県は、直近の病床機能報告の結果から非稼働病床を有する医療機関を把握し、地域調整会議に報告する。
- 地域調整会議は、個別に当該医療機関からの説明を求め、その都度協議の上、合意を確認する。
- 地域調整会議は、必要に応じて部会等(地域調整会議の委員の中から医師会等の推薦を受けて構成、事務局：県又は保健所)を設置し、部会から一括して、説明内容やその他聞き取り結果を地域調整会議に報告し、協議を行うことができるものとする。